

## ○浜松医科大学医学部履修規程

(平成16年4月8日規程第76号)

改正	平成17年3月10日規程第134号	平成17年3月10日規程第135号
	平成18年3月10日規程第14号	平成19年2月8日規程第12号
	平成20年3月13日規程第9号	平成21年2月5日規程第2号
	平成22年1月14日規程第2号	平成23年3月8日規程第39号
	平成24年1月12日規程第28号	平成25年1月10日規程第34号
	平成26年3月13日規程第16号	平成27年2月12日規程第17号
	平成27年7月23日規程第69号	平成28年1月14日規程第14号
	平成29年10月19日規程第56号	平成30年9月20日規程第44号
	平成31年1月17日規程第2号	令和元年12月12日規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第25条、第31条及び第67条第3項の規定に基づき浜松医科大学医学部医学科及び看護学科における授業科目の種類、単位数、履修方法、成績評価の方法等について定めるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第2条 履修すべき授業科目の種類及び単位数については、該当する学科の入学年度に対応する別表第1及び別表第2に定める。

- 2 別表第1及び別表第2について、教育上必要があると認めたときは、教授会に諮って学長がこれを変更することがある。
- 3 別表第1及び別表第2に基づき、学長は、教授会に諮って授業科目の配当年次等を別に定めるものとする。

(履修届)

第3条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業方法等)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、教育要項において明示するものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間で別表第3に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間で別表第3に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合については、別表第3に定

める算式により算出した時間数が45時間である授業をもって1単位とする。

(試験)

第8条 試験は、定期試験、随時試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、授業の構成単位が終了する期末に、一定の期間を定めて行う。
- 3 随時試験は、授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜行う。
- 4 追試験は、病気、災害その他特別の事情で定期試験又は随時試験を、受験できなかった者に対して行うことがある。この場合にあつては、追試験を志望する者は、担当教員に願い出るものとする。
- 5 再試験は、定期試験又は追試験において成績不良であった者に対して行うことがある。

(成績の評価方法等)

第9条 授業科目の成績は、試験、レポート及び学習意欲等により総合的に評価する。

- 2 授業科目の成績の評価は、シラバスの成績評価欄に記載された内容に基づき、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格として単位の修得を認め、不可を不合格とする。ただし、2年以上の年次にわたって開設される授業科目で、その評価が履修の最後に総合評価されるものについては、その途中の各年次の評価に限り、合格又は不合格の評語をもって行うものとする。
- 3 授業科目の成績は、100点満点中90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、再試験を受験した者の当該授業科目の成績評価は、60点を上限とする。
- 5 履修した授業科目には、評価に基づいてGrade Point (以下「GP」という。)を付す。
- 6 成績評価基準、GP及びGrade Point Average (以下「GPA」という。)について必要な事項は別に定める。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、教授会に諮って学長がこれを行う。

(年次移行等基準及び卒業要件)

第11条 医学科の年次移行等基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2年次、第3年次及び第4年次への移行は、別表第4に定める単位を修得した者とする。移行できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目を再履修するものとする。
  - (2) 第4年次に開講する臨床実習を履修できる者は、共用試験 (CBT、OSCE) に合格した者とする。共用試験に合格できなかった者は、再受験するものとする。
  - (3) 第5年次への移行は、前号に加え、別表第4に定める単位を修得した者とする。移行できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目を再履修するものとする。
  - (4) 第6年次への移行は、別表第4に定める単位を修得した者とする。移行できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目を再履修するものとする。
- 2 看護学科の年次移行基準は、次のとおりとする。
- 第2年次、第3年次及び第4年次への移行は、別表第5に定める単位を修得した者

とする。移行できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目を再履修するものとする。

- 3 前2項の規定により再履修となった学生は、所定の様式による再履修届に記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

第12条 学則第33条に定める全課程の修了は、第2条に定める単位の修得をもって認定する。

- 2 医学科においては、平成28年度以降のカリキュラムを履修する者は、前項の規定に定めるほか、卒業試験及び臨床実習終了後のOSCEに合格しなければならない。

第13条 年次移行基準及び卒業要件を満たさなかった者の取扱いについては、別に定める。

(不正行為)

第14条 第8条で定める試験において不正行為と認められる行為があったときは、当該学期の履修登録単位を全て無効とする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表2及び別表5については、平成15年度入学生から適用する。
- 2 平成14年度以前に看護学科に入学した者及び平成15年度以前に医学科に入学した者の授業科目及び履修方法等については、旧浜松医科大学医学部履修規程の定めるところによる。

附 則(平成17年3月10日規程第134号)

この規程は、平成17年3月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月10日規程第135号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日規程第14号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月8日規程第12号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規程第9号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月5日規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月14日規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月8日規程第39号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月12日規程第28号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した医学科の学生に対する規程第2条別表1及び同第11条別表4の適用については、別に定める。
- 3 平成23年度以前に入学した看護学科の学生に対する規程第2条別表2及び同第11条別表5の適用は、なお従前のおりとする。

附 則(平成25年1月10日規程第34号)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した看護学科の学生に適用する別表第2及び別表第5については、改正後の規定にかかわらず、別に定める。

附 則(平成26年3月13日規程第16号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規程第17号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月23日規程第69号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月14日規程第14号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 医学科において、平成27年度以前のカリキュラムを履修する者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月19日規程第56号)

- 1 この規程は、平成29年10月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 医学科において、平成27年度以前のカリキュラムを履修する者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月20日規程第44号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 看護学科において、平成30年度以前のカリキュラムを履修する者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年1月17日規程第2号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 医学科において、平成30年度以前のカリキュラムを履修する者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月12日規程第75号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)  
[別紙参照]

別表第2(第2条関係)  
[別紙参照]

別表第3(第7条関係)  
[別紙参照]

別表第4(第11条関係)  
[別紙参照]

別表第5(第11条関係)  
[別紙参照]